

摂議会第8号

令和4年4月8日

東京都中央区銀座6-6-1 銀座風月堂ビル5階
政経情報研究会
椎谷哲夫 様

摂津市議会

公開質問状について（回答）

令和4年2月21日付け公開質問状について、別紙のとおり回答いたします。

回答書

本市議会が可決した、選択的夫婦別姓制度の議論を求める意見書につきましては、平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」の概要に記載されている、選択的夫婦別姓制度に関する調査結果を、内容の根拠の一つとしております。

当該調査における「婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」との回答につきましては、選択的夫婦別姓制度という言葉の定義に明確な基準がないことから、通称使用の法制化という形での選択的夫婦別姓制度の導入に賛成するとも読み取れるため、本意見書において、「夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に、賛成または容認すると答えた国民は66.9%」と記載しております。

以上の解釈などを含め、当該意見書が妥当であるかどうかについて、各議員がそれぞれの意思で表決し、その結果可決したため、地方自治法第99条に基づき、摂津市議会として提出したものとなりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。